

世界一高い 供託金の廃止を!!

立候補する権利を
みんなの手に!



11回裁判&講演会

歴史的な裁判に、立ち会おう!

傍聴席を埋め尽くし、注目の裁判に大きな世論の応援をお願いします。

いよいよ結審か?!

12月21日(金) 11:00開廷

東京地方裁判所103号法廷

地下鉄「霞ヶ関駅」A1番出口すぐ(丸ノ内線、日比谷線)

■入廷行動 10:15~10:40

東京地方裁判所正門前



裁判終了後

【報告会】

只野雅人教授

特別講演会

議員会館(予定) ※スタッフがご案内します

弁護団が証人採用を求め続けてきた憲法学者の只野雅人教授(一橋大学法学部 部長)を招き報告会会場にて、供託金の違憲性について特別講演をしていただきます。



【供託金違憲訴訟弁護団】 団長 弁護士 宇都宮健児 / 事務局長 (連絡先) 弁護士 鴨田譲
〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所
TEL 048-862-0342 FAX 048-866-0425

① 供託金制度は憲法違反！

国政選挙に立候補する場合、選挙区で300万円、比例区で600万円という多額の供託金の納付をしなければならないことが公職選挙法92条で定められています。さらに、一定の得票数に達しなければ供託金が没収されます（同法93条）。国民に立候補の自由を保障した憲法15条や国会議員の資格について、「財産又は収入によって差別してはならない」と定めた憲法44条に反するもので憲法違反の制度です。すでに韓国、カナダなど各国では、違憲判決が出されています。



② 誰が議員になるかは有権者が判断すればいい！

供託金制度の目的は、泡沫候補者を防ぐことや売名候補者を排除することにあるとされています。しかし、泡沫候補者かどうかは有権者が判断することであって、選挙を行う前に金銭で排除することではありません。また、供託金が立候補のハードルとならない財産状況の方もおり、そのような方にとっては、売名候補者を排除するという目的は無意味です。



③ 世界一高い供託金制度！

諸外国の例では、OECD35カ国中、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、ロシアなど23カ国でそもそも供託金制度が存在しません。たとえ供託金制度が存在する国であっても、イギリスなど10万円程度が大半です。これらの国々で日本のような高額な供託金制度の創設をしようとしている国はありません。日本の300万円や600万円という金額は、世界的に見て異例の高さなのです。



④ 署名を集めるという方法もある！

供託金制度の存在しないスイスでは、一定数の署名を提出することが立候補の条件となっています。このように、必ずしも供託金という財産でハードルを設けなくても、よりお金がかからない方法によって供託金制度と同様の目的を達成することも可能なのです。

< 供託金違憲訴訟を支える会 >



裁判所へ届ける「署名」にご協力いただきありがとうございました。ホームページに訴状、意見書、支援情報を掲載しています。
<https://kyoutakukin.jimdo.com/>

